

地域活動拠点登録要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

和泉市長 辻 宏康

地域活動拠点登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7の規定により市が指定する指定避難所（以下「指定避難所」という。）とは別に、市民が自主的に開設し、運営する地域活動拠点の登録及び支援を行うことにより、災害発生前に自主的に避難する市民の安全な一時避難場所の確保及び災害発生時の地域活動の促進を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域活動拠点」とは、市民が自主的に開設し、運営する一時避難場所及び活動場所として第6条の規定により登録を受けたものをいう。

(対象とする災害)

第3条 地域活動拠点を開設することができるのは、次に掲げる災害の発生及び発生のおそれがある場合とする。

- (1) 地震にともなう災害
- (2) 土砂災害
- (3) 風水害
- (4) 大規模な火災

(対象とする施設)

第4条 地域活動拠点とすることができる施設は、自治会館、町会館等（以下「自治会館等」という。）のうち、災害発生の危険性を勘案し、各種災害から避難する市民が身を守ることができる立地、構造等を有する施設とする。

(申請することができる者)

第5条 次条に規定する届出避難所の登録の申請をすることができる者は、自治会長等の地域活動拠点となる施設の権限を有する者とする。

(登録申請等)

第6条 自治会館等について地域活動拠点としての登録を受けようとする者は、地域活動拠点申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは登録の可否を決定し、その旨を地域活動拠点登録決定通知書（様式第2号）により、申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により地域活動拠点として登録をするにあたり、開設に関する条件を付することができる。

第7条 地域活動拠点は、設置者が自主的に開設し、運営することとし、市は職員の派遣を行わない。

2 市は、地域活動拠点の登録を受けた自治会館等に対し、次に掲げる物品を別表に基づき貸与する。

(1) 毛布

(2) 備蓄食糧

(3) ブルーシート

3 前条に規定する物品を消費したとき又は備蓄食糧の保存期間を超過したときは、市が指定する場所において新たに貸与し、保存期間を超過した備蓄食糧の受け取りは行わないものとする。

(開設及び閉設等の報告)

第8条 設置者は、第3条各号に規定する災害の発生及び災害発生のおそれがあることにより地域活動拠点を設置したときは、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

(1) 地域活動拠点を開設及び閉設した時

(2) 地域活動拠点に避難してきた避難者の人数

2 設置者は、開設された地域活動拠点に市民、本市への来訪者等広く避難者を受け入れるものとする。

3 地域活動拠点の運営に係る経費は、設置者の負担とする。

(指定避難所との関係)

第9条 地域活動拠点を開設中に指定避難所が開設された場合においても、地域活動拠点の開設を継続することができる。

(登録内容の変更)

第10条 設置者は、登録内容に変更があったときは、その旨を地域活動拠点登録内容変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(登録の廃止)

第11条 設置者は、地域活動拠点としての登録を廃止しようとするときは、地域活動拠点廃止届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(登録の取消)

第12条 地域活動拠点の登録後、当該地域活動拠点周辺の環境の変化、土砂災害警戒区域の指定、浸水想定区域等の変更、追加その他の事情の変化により、当該届出地域活動拠点に災害発生の危険性が生じると、判断される場合又は前条に規定する届出があった場合、市長は当該地域活動拠点の登録を取り消すことができる。

2 市長が前項の規定により登録を取り消したときは、地域活動拠点登録取消通知書（様式第5号）により設置者に通知するものとする。

3 地域活動拠点登録取消通知書（様式第5号）の通知を受けた届出者は登録時に貸与した物品を速やかに市に返却するものとする。

(研修・訓練等)

第13条 設置者は、地域活動拠点を利用すると想定される地域住民に対して研修、訓練等を実施し、地域活動拠点の理解を深めるよう努めなければならない。

(事故等の損害賠償等)

第14条 地域活動拠点の運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害については、市はその責を負わない。

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

別表第 7 条関係

(貸与品目)	(貸与数)
毛布	100世帯を 1 区分として貸与枚数を決定する。 【例】 1から100世帯の場合、10枚（1箱）の貸与 101から200世帯の場合、20枚（2箱）の貸与
備蓄食料	500世帯を 1 区分として貸与数を決定する。 【例】 1から500世帯までの場合、50食（1箱）の貸与 501から1000世帯までの場合、100食（2箱）の貸与
ブルーシート	200世帯を 1 区分として貸与枚数を決定する。 【例】 1から200世帯の場合、10枚（1セット）の貸与 201から400世帯の場合、20枚（2セット）の貸与

地域活動拠点登録申請書

和泉市長 あて

年 月 日

申 請 者	団 体 名	
	代表者氏名	
	住 所	
	連 絡 先	
地域活動拠点 とする 自治会館等	名 称	
	所 在 地	
	建物の構造	造 階建
	建築年月日	S・H・R 年 月 日
申 請 理 由		

【記入上の留意事項等】

- ・建物構造は、木造、鉄筋コンクリート造等の構造及び階数を記入してください。
- ・災害時の連絡先として、裏面の連絡先を記載してください。
- ・自治会館等の位置図を添付してください。

地域活動拠点関係者連絡先一覧

代 表 者	氏名		
	電話	固定	
		携帯	
	メール アドレス		
一次代行者	氏名		
	電話	固定	
		携帯	
	メール アドレス		
二次代行者	氏名		
	電話	固定	
		携帯	
	メール アドレス		

※関係者の連絡先に変更があった場合には、本様式にて再度提出してください。

様

和 泉 市 長
(公印省略)

地域活動拠点登録決定通知書

地域活動拠点登録について、次のとおり決定しましたので、地域活動拠点登録要綱第6条第2項の規定に基づき通知します。

1. 地域活動拠点登録に伴う貸与数について

毛布	枚
備蓄食料	箱
ブルーシート	枚

2. 地域活動拠点登録要綱第8条の規定に基づき地域活動拠点の設置者については下記の方法及び内容を市に報告するものとする。

(1) メールにて報告

メールアドレス：hinanjo@city.osaka-izumi.lg.jp

(2) メール内容

ア. 開設及び閉設報告

イ. 避難者の人数報告

3. 地域活動拠点登録施設開設条件

開設可否	災害種別	開設不可の理由
	地震災害	
	土砂災害	
	風水害	

【開設不可の理由】

①建築年月日が昭和56年6月1日より以前に建築した自治会館・町会館等

②土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の自治会館・町会館等

③洪水浸水想定区域内の自治会館・町会館等

※洪水浸水想定区域とは水防法における想定最大規模となります。

④その他

様式第3号（第10条関係）

地域活動拠点登録内容変更届出書

和泉市長 あて

年 月 日

登 録
番 号

届 出 者	団 体 名	
	代表者氏名	
	住 所	
	連 絡 先	
地域活動拠点	名 称	
	所 在 地	
変 更 内 容		

様式第4号（第11条関係）

地域活動拠点廃止届出書

和泉市長 あて

年 月 日

登 録
番 号

届 出 者	団 体 名	
	代表者氏名	
	住 所	
	連 絡 先	
廃 止 す る 地域活動拠点	名 称	
	所 在 地	
廃 止 理 由		

【地域活動拠点を廃止するときの留意事項等】

- ・事実の発生後、速やかに届出をしてください。

様式第5号（第12条関係）

和泉危管第 号
令和 年 月 日

様

和 泉 市 長
（公印省略）

地域活動拠点登録取消通知書

地域活動拠点登録について、次のとおり登録取消が決定しましたので、地域活動拠点登録要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

登録取消する地域活動拠点

1. 名称
2. 所在地